

平成21年度 個人住民税のお知らせ

寄附金控除

現在の所得控除方式から税額控除方式に改められるなど、寄附金控除の制度が拡充されました。

◇適用下限額が10万円から5千円に引き下げられました。
◇控除対象限度額が、総所得金額等の30%に引き上げられました。

◇これまでは、都道府県と市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社への寄附金に限定されていましたが、所得税で寄附金控除の対象となっているものうち、町が指定する寄附金として、次の団体に対する寄附金も個人住民税の寄附金控除が受けられるようになりました。
・南三陸町社会福祉協議会
・旭浦会(慈恵園)

【控除方式】

所得割額から税額控除

◇県民税
(寄附金額 - 5千円) × 4%

◇町民税
(寄附金額 - 5千円) × 6%

【地方公共団体への寄附金】

地方公共団体に5千円を超える額の寄附(ふるさと納税)をした場合、寄附金から5千円を差し引いた額が、所得税と住民税の合計額から、寄附金税額控除として、一定の限度まで控除されます。

年金特別徴収

住民税のうち公的年金等に係る所得分の税額が、平成21年10月以降に支払われる公的年金から特別徴収されます。

【対象者】
老齢基礎年金等を受給して

いる65歳以上の方で、その年の年額が18万円以上の方

【徴収する税額】

公的年金等に係る所得割額・均等割額

※公的年金等以外の所得については、基本的にこれまで通りの方法で徴収されます。

【対象となる年金】

老齢基礎年金等
※遺族年金、障害年金は対象となりません(非課税)

平成20年度から実施されている改正内容(留意事項)

住宅ローン控除

平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方の場合は、住民税の控除申告書を出して、翌年度の所得割から控除することができます。

【控除申告書様式】

役場・歌津総合支所窓口・税務署に控除申告書用紙と記載要領が備え付けてあります。

総務省のホームページ内「個人住民税住宅ローン控除申告書作成ツール(Excel)」も御利用いただけます。
(http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/gengakusoc/hi_1_hn#1)

【提出先】

確定申告が必要な方
確定申告書とともに税務署へ(郵送含む)。
町の会場で住民税申告をされる方

町の申告受付会場
確定申告・住民税申告どちらも必要の無い方(給与収入のみで年末調整により所得税の住宅ローン控除を受けている方)
役場・歌津総合支所窓口

【提出期限】

3月16日(月)
※平成19年・20年中に入居された方は、所得税のみで控除できるように仕組みになっていますので、住民税からの控除はありません。

減価償却資産の耐用年数

減価償却資産の耐用年数表の改正については、平成22年度住民税(平成21年分の所得税)の申告から適用となります。

固定資産税の償却資産の申告では平成21年度分からの適用となりますので御注意願います。

給与支払報告書の提出は1月31日まで

社員や営業、漁業、農業、などの専従者、パート、アルバイトなどに対して支払った給与等の給与支払報告書の提出期限は1月31日(土)です。給与等を受け取った方の1月1日居住市区町村長あてに、期限までに提出しましょう。

問い合わせ

町民税務課 課税係
☎46-11372
歌津総合支所町民福祉課住民係
☎36-3923

気仙沼税務署からのお知らせ

還付申告について

平成20年分所得税の確定申告は2月16日(月)からの受付となりますが、還付申告については、1月から申告をすることができますので、ご自分で記入して郵送または電子申告(e-Tax)で申告願います。なお、申告指導を希望する方のために、1月27日(火)より、税務署1階に申告会場を設置する予定です。(税務署でのみの受付です)

e-Taxとは…

パソコンを利用して、インターネットを通じて確定申告をします。計算誤りや書き損じがない等、大変便利な申告方法です。

■年金所得者のためのe-Taxによる申告説明会

本年は、気仙沼税務署を会場として、次の日程により開催しますのでご利用ください。

◇日時(土日祝日はお休みです)

- ・2月5日(木)～9日(月) 午後1時30分～午後4時
- ・2月10日(火)～13日(金) 午前9時～午前11時、午後1時30分～午後4時

◇場所 気仙沼税務署1階

◇お持ちいただくもの

- ・郵送された平成20年分確定申告書。なお、郵送されなかった方もご参加いただけます
 - ・平成19年分確定申告書控え(お持ちの方)
 - ・平成20年分年金の源泉徴収票
 - ・年金以外の収入のある方は、その額のわかる書類(給与の源泉徴収票など)
 - ・国保等の支払額を証明する書類
 - ・生命保険・地震保険その他所得控除の計算に必要な書類
 - ・還付金を振り込むための本人の通帳口座番号(税務署から電話で口座番号をお聞きすることはありません。振り込み詐欺に注意してください。)
- ※会場駐車場はせまいので、ご来署の際は、公共交通機関をご利用願います。

◇問い合わせ

気仙沼税務署個人課税部門 ☎22-6780

平成20年度 中学生の「税についての作文」コンクール

次代を担う中学生の皆さんに、税金に対する正しい知識を深めてもらうため、各納税貯蓄組合連合会では「税についての作文コンクール」を実施しています。

たくさんの応募作品の中から、南三陸町からは、6人の皆さんが入賞しました。

気仙沼税務署長賞  三浦竜馬さん (歌津中学校3年)	気仙沼本吉地区納税貯蓄組合連合会 会長賞  浅野健仁さん (歌津中学校3年)
 阿部菜穂さん (戸倉中学校3年)	 佐藤礼さん (入谷中学校3年)
南三陸町納税貯蓄組合連合会 会長賞	
 佐々木望美さん (戸倉中学校3年)	 阿部万理香さん (入谷中学校3年)